

### 3-1-1 人口集中地区における人口・世帯数・面積

(基準日：各年10月1日)

| 年次    | 人口(人)   |        |        | 世帯数    | 面積<br>(k㎡) | 人口密度<br>(人/k㎡) | 市域に占める割合(%) |      |      |
|-------|---------|--------|--------|--------|------------|----------------|-------------|------|------|
|       | 総数      | 男      | 女      |        |            |                | 人口          | 世帯数  | 面積   |
| 平成12年 | 176,467 | 84,449 | 92,018 | 66,129 | 31.9       | 5,530.1        | 75.3        | 79.9 | 25.6 |
| 17年   | 183,620 | 87,070 | 96,550 | 75,593 | 32.3       | 5,683.1        | 59.9        | 66.7 | 14.1 |
| 22年   | 183,547 | 87,906 | 95,641 | 78,235 | 32.5       | 5,644.1        | 60.7        | 67.1 | 14.1 |
| 27年   | 188,031 | 90,030 | 98,001 | 82,196 | 32.4       | 5,796.3        | 61.7        | 67.4 | 14.1 |
| 令和2年  | 188,872 | 90,501 | 98,371 | 86,597 | 34.7       | 5,446.1        | 62.3        | 67.3 | 15.1 |

資料：総務省「国勢調査(人口等基本集計)」

※人口集中地区について(「令和2年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド」より抜粋)

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区を基にしています。